



綾川町在宅育児応援金について



○綾川町在宅育児応援金について

綾川町で児童の保育を家庭で行う世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、児童の健全な育成を応援することを目的として、在宅育児世帯に対して支給される綾川町独自の給付金です。

👤👤 支給対象となる方（下記のすべてに当てはまる方）

- (1) 綾川町における住民基本台帳登録を有する方
- (2) 対象児童と住居もしくは生計を共にしている方
- (3) 対象児童をこども園等※に入園させていないこと

※こども園等とは、子ども・子育て支援法に基づく認定の対象となる認定こども園、保育所、幼稚園またはそれ以外の認可外保育施設のことをいいます。

👶 支給対象となる児童（下記のすべてに当てはまる児童）

- (1) 生後8週間を超え小学校就学前の児童
- (2) 綾川町における住民基本台帳登録を有する児童
- (3) 施設等入所児童でないこと



綾川町子育てイメージキャラクター

かんちゃん あゆちゃん

○支給金額

児童1人当たり月額1万円

※支給対象となった日の属する翌月分から、支給事由が消滅した日の属する月分まで支給されます。

※こども園等への入園により支給事由が消滅する場合は、入園月の前月まで支給します。

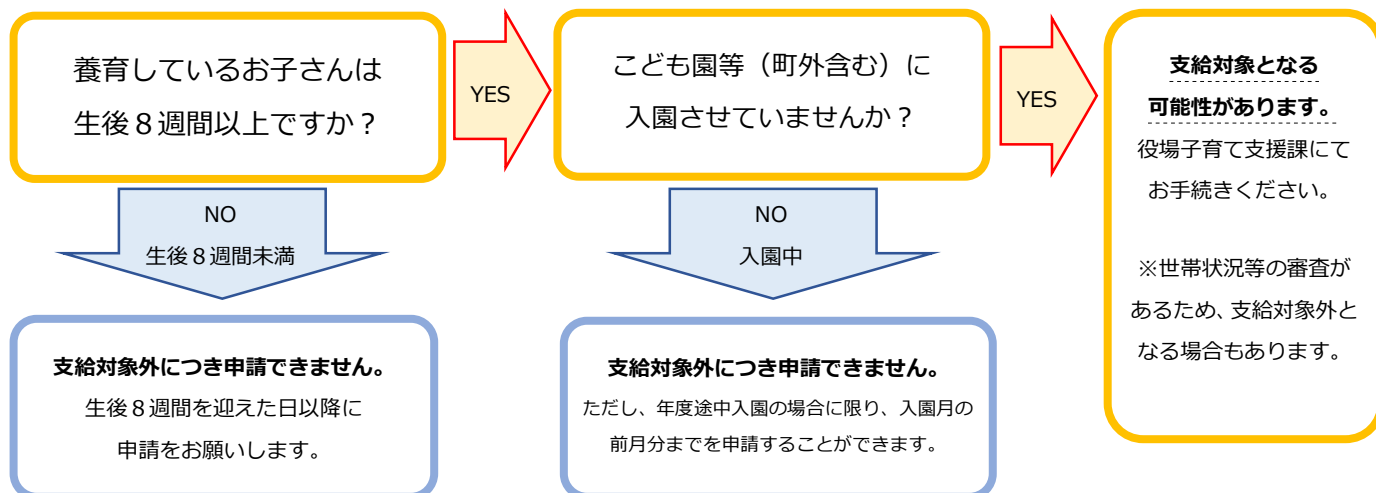
※申請月以前の月分についても、支給対象となる場合は遡って支給します。（申請月の属する年度分のみ）

○支給時期

応援金は年に3回、4ヶ月分をまとめて、支給月の月末に申請口座へ支給します。

支給月	6月（2・3・4・5月分）
	10月（6・7・8・9月分）
	2月（10・11・12・1月分）

○以下のフローチャートを参考に、該当する方は役場子育て支援課まで申請書をご提出ください。



各種手続きについて



各種申請書は役場子育て支援課または綾上支所にて配布しています。
また、町ホームページからもダウンロード出来ます。

(1) 応援金の支給を受けるには、申請が必要です。

○必要書類

・【様式第1号】綾川町在宅育児応援金支給申請書

(※申請者と児童の続柄が住民基本台帳で確認できない場合、戸籍謄本等の申請者と児童の続柄がわかる書類の提出が追加で必要となります。)

(2) 転居した、世帯状況が変わった等、申請書の記載事項に変更があったときは、変更届の提出が必要です。

○必要書類

・【様式第3号】綾川町在宅育児応援金支給申請事項変更届

(3) 対象児童を保育所等に入所させた、綾川町から転出した等により、支給対象者の要件に該当しなくなったときは、消滅届の提出が必要です。(※町内こども園に入園した場合は提出不要です。)

○必要書類

・【様式第5号】綾川町在宅育児応援金支給事由消滅届

(4) 毎年8月に、町が必要と判断した受給者の方は、受給資格の更新を行う必要があります。

該当者には申請書を同封した案内文書をお送りしますので、期日までに提出してください。

申請方法

申請期日までに、申請書を役場子育て支援課または綾上支所まで持参もしくは郵送してください。

申請期日

令和8年度分の申請期日は令和9年3月31日(水)です。

※期日までに不備・不足書類がある場合は、お受けできませんので予めご了承ください。

!ご注意ください!

受給後に申請内容等に偽りがあった場合や、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、給付金を返還していただきます。